**○厚生労働省令第四十五号**

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保等に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第三項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令（平成十六年厚生労働省令第八十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （立入検査等を行わせる職員の条件）<br>**第一条**　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項に規定する厚生労働大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。<br>一　（略）<br>二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者<br>三　（略） | （立入検査等を行わせる職員の条件）<br>**第一条**　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第三項に規定する厚生労働大臣が発する命令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。<br>一　（略）<br>二　学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上分子生物学的検査の業務に従事した経験を有する者<br>三　（略） |

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**○厚生労働省令第四十六号**

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第二十一条第一項及び第三十六条第二項の規定に基づき、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣　根本　匠

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務の質の評価等）<br>**第九条の二**　法第二十一条第一項の評価機関（以下この条において「評価機関」という。）は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。<br>一　法人であること。<br>二　当該評価機関又はその役員が養子縁組あっせん事業を行う者でないこと。<br>三　役員のうちに法第八条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。<br>四　個人情報を適切に管理し、関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。<br>五　前各号に定めるもののほか、養子縁組のあっせんに係る業務についての評価を適切に行う能力を有すること。<br>2　厚生労働大臣は、評価機関が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。 | （新設） |